

覚えのない未納料金を請求する詐欺に注意しましょう

 **実在する会社や公的機関をかたって電話があり、身に覚えのない架空の未納料金を請求される詐欺的な手口に関する相談が多く寄せられています。**

相談事例

金融会社を名乗る自動音声の電話があり、音声ガイダンスの後に担当者から未納料金があるため法的措置を取っているが、未納料金と弁護士費用を支払えば裁判を止めることができ、後日手数料を差し引いて返金すると言われたので、コンビニで電子マネーを購入し、担当者に番号を伝えた。

その後、公的機関を名乗る人物から電話があり、他にも未納料金があること、支払えばまとめて返金することを告げられ、不審に思ったが、当日中に入金することと誰にも口外しないことが返金の条件と言われたので、誰にも相談できず再び電子マネーを購入したが、詐欺ではないかと言われた。

●●●ファイナンス
です（ウソ）。

未納料金があり、
直ちに支払わなければ
法的措置を取ります。

今から伝える方法で
直ちに電子マネーを
購入し、番号を教え
てください。

注意

- コンビニで電子マネーを購入するよう指示し、番号を教えさせる方法は全て詐欺です。
- 氏名や住所、口座番号等の個人情報聞き出す例もみられます。
- 電子マネーを購入させて未納料金を請求した後に、別の公的機関をかたって電話をかけ、他の名目でさらに金銭を要求する手口もあります。

ポイント

- 身に覚えのない未納料金を言われるがまま支払ったり、個人情報を教えたりしないようにしましょう。
- 不明な点がある場合は、自身で事業者本来の連絡先を調べて問い合わせましょう。
- 不安に思ったり、トラブルが生じたりした場合は、最寄りの消費生活相談窓口や警察に相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」

消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)